

令和3年度調査研究事業募集要項

公益財団法人さんりく基金

1. 事業の目的

三陸地域の一層の復興及び復興の進展に応じた総合的な取組を推進することを基本とし、大学・研究機関等の知的資源を活かした三陸地域の振興に資するため、地域産業や地域社会における実用性・事業性の高い研究事業に助成します。

2. 定義

この募集要項における用語は、次のとおりです。

ア「三陸地域」とは、宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町の地域をいう。

イ「研究事業」とは、海洋資源、海洋環境、農林水産業、製造業、社会福祉・コミュニティ、物流・交通業、観光業、その他三陸地域の産業振興や地域振興に資する研究をいう。

ウ「大学等研究機関」とは、大学法人、公設試験研究機関、独立行政法人、公益法人をいう。

エ「事業者」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 三陸地域に事業を行う拠点の所在地を有するもの。
- ② 個人事業者、株式会社、有限会社及び合同会社、事業協同組合及び企業組合、特定非営利活動法人、商工会、商工会議所、観光協会、任意団体、その他代表理事が認める団体。

3. 募集分野・区分・助成要件

分野	自然科学 (物理学・生命科学・工学)	海洋資源、海洋環境、農林水産業、製造業等
	社会科学	社会福祉・コミュニティ、物流・交通業、観光業等

区分	タイプⅠ (大学等研究機関が実施)	タイプⅡ (大学等研究機関と事業者が連携して実施)
助成の目的	大学・研究機関等の知的資源を活かした三陸地域の振興に資するため、地域産業や地域社会における実用性・事業性の高い研究事業へ助成します。	
対象地域	三陸地域	
助成対象者	岩手県内に研究教育拠点を置く大学等研究機関	三陸地域の事業者または大学等研究機関
補助率及び助成額	10/10 以内 (助成額上限：150万円) ※間接経費は直接経費の10%以内	10/10 以内 (助成額上限：150万円) ※直接経費のみ。また、事業者が整備する備品購入費・設備等設置費に関しては補助率 <u>4/5 以内</u> とし、1/5 については自己負担とする。
事業期間	交付決定の日から令和4年2月28日(月)まで ※事業期間の延長は行いません。助成対象は、助成金交付決定の日から期間内に支払が完了した経費に限ります。交付決定前に発注・契約等をしたものは対象外とします。	

※助成金額は千円単位とします。

4. 助成対象経費

対象経費	内容	備考	
直接経費	謝金	調査研究の協力者に対するもの。 (現地調査、実態調査、検体採取、データ採取等、調査研究に直接的にかかわるもの)	・単価根拠を明確に示すこと。 ・事前に協力者と金額や依頼内容を記載した書面の取り交わしがあること。 ・経理や事務作業、アシスタント業務等に対する賃金(人件費)は対象外とする。
	旅費	研究のための旅行に要する経費 (成果発表や学会出席、研修会の参加等に要する経費は除く。)	・単価根拠を明確に示すこと。 ・県の支給基準を上回る場合は減額することがある。
	消耗品費 材料費	研究に必要な消耗品・材料購入費	・商品試作に要する材料購入費は必要最小限に限る。
	通信運搬費	郵送料、運送料	・用途や送付先の特定が必要。
	手数料	手続きや支払い等の手数料	・特許出願や権利取得・登録等にかかわる行政手続きにかかわる費用は対象外とする。
	賃借料	物品等の賃貸・リース料	・申請時に見積書を添付すること。
	外注費	大学・研究機関等において実施できない専門的な作業等の外注経費 (資料やチラシ等の印刷作業の外部発注も含めることができる。)	・事業費の5割を超えないこと。 ・申請時に見積書を添付すること。
	備品購入費 設備等設置費	研究のための特に必要な備品・設備等に係る経費	・申請時に見積書を添付すること。 ・耐用年数1年以上のもので、購入単価3万円(税抜)以上に限る。 ・パソコン、デジタルカメラ、プロジェクター等の汎用的備品は除く。
その他経費	上記のほか、特に必要な経費	・光熱水費や電話代等の通信費を除く。	
間接経費 (タイプIのみ)	研究の遂行のために研究機関等が必要とする管理的経費で、直接経費の額の10%に相当する額とし、その用途については「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」に沿うものとし、具体的には、研究実施者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能向上に活用するための経費に充当できます。		

※対象経費内についても、支給条件がありますので詳しくはQ&Aをご確認ください。

5. 申請にあたっての留意事項

- (1) 課題を的確に捉え、解決に向けた具体的な計画がある研究を採択します。
- (2) 早期実用化・事業化が期待され、地域への波及効果が高い事業を優先して採択します。
- (3) 原則、過去に採択された事業と同じ研究テーマでの申請は認めません。
- (4) 採択を受けた大学等研究機関、事業者には、事業期間終了後5年間研究成果の活用状況を報告いただきます。また、研究内容及び成果を報告いただく機会を設けますので、必ず出席してください。

6. 申請窓口及び提出書類

申請窓口	提出書類
さんりく基金事務局 (郵送のみ)	① 助成金交付申請書 (様式第1号) ② 事業計画書 (様式第2号) ③ 事業経費内訳書 (様式第3号) ④ 事業スケジュール表 (様式第4号) ⑤ ロードマップ (様式第5号) ⑥ 見積書の写し ⑦ 事業者概要 (パンフレット等)

7. 募集期間及び交付決定時期

応募書類受付期間 (書類必着)	交付決定予定時期
令和3年2月17日 (水) ~ 令和3年4月9日 (金)	6月上旬

8. 審査委員会の開催

申請書類による一次審査を行い、二次審査はプレゼンテーションによる審査を行います。二次審査の日程等は、別途通知します。開催は令和3年5月中～下旬頃を予定しています。

9. 助成金の請求・支払方法

- (1) 事業完了後、助成金請求書 (様式第10号) に関係書類 (請求書、領収書、支払日の確認ができる書類等) を添えて提出してください。
- (2) 特に必要があると認められるときは、交付決定額の9割を上限に前金払いを行うことができます。(ただし、1回目の前金払いは交付決定額の5割を上限とします。2回目以降の前金払いを請求する場合は、中間報告書の提出及び1回目の前払いに対する執行状況の確認が必要となります。)

10. その他

- (1) 購入した備品について、別紙により備品管理台帳を作成、保管していただく必要があります。また、備品それぞれにシール等により当財団の助成である旨を表示してください。
- (2) 助成対象期間内、事業完了後にかかわらず、学会等での発表、論文および関連する媒体等に掲載される場合は、当財団の助成事業である旨を記載するようにお願いします。なお、発表や掲載が事前に把握できる場合は事務局へお知らせください。
- (3) 事業終了後、当財団が主催する成果報告会等へ参加し、研究成果を報告することが必須となります。都合により参加できない場合は、次年度以降の成果報告会に参加いただきます。
- (4) 事業完了後5年間は「調査研究事業研究成果活用状況報告書」により、研究成果の活用について報告が必要です。
- (5) 研究実施に関して、PR や告知などが必要な場合は、当財団の公式ホームページへ掲載いたしますので、お気軽にご相談ください。

11. 問合せ先・申請書類提出先

公益財団法人さんりく基金事務局 担当 田村・原
〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県ふるさと振興部県北・沿岸振興室内
TEL 019-629-5212 FAX 019-629-5254
E-mail jyosei@sanriku-fund.jp